(目的)

第1条 この規程は、日本工学アカデミー(以下、EAJという。) 定款第34条第2項及び会計規則第1条の 規定に基づき、寄附金に関して必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 EAJ が受領する寄附金の種類は次のとおりとする。

- ① 一般寄附金 個人又は団体からの使途の特定がなされないで受領する寄附金
- ② 特定寄附金 個人又は団体から使途を特定されて受領する寄附金及び広く一般社会にこの法人が使途を特定して募金活動を行うことにより受領する寄附金
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集等)

第3条 EAJは常時、一般寄附金を募るものとする。

2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第4条に規定するこの法人の事業(以下「公益目的事業」という。)に使用することとして募集しなければならない。

(特定寄附金の募集等)

第4条 EAJ は、特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金使途及びその他必要な事項を説明した書面(以下「募集要項」という。)を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、公益目的事業の全部又は一部 に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は、募集総額の30%以下でなければならない。

(募集要項の交付等)

第5条 特定寄附金を募集するときは、募集要項を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページ上において募集要項を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第6条 EAJは、一般寄附金または特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書および募集要項を 寄附者に送付するものとする。

2 前項の寄附金の受領書には、EAJの公益目的事業に関する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第7条 EAJは、当該特定寄附金の募集期間終了後、速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(使途を指定されて受領する特定寄附金)

第8条 EAJは、個人又は団体より使途を指定されて受領する特定寄附金を受領することができる。受領に際しては、寄附金申込書にて寄附者の資金使途等の意思を確認するものとする。

- 2 特定寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。
- 3 特別寄附金が下記各号に該当する場合もしくはその恐れがある場合には、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。
- ① 国、地方公共団体、公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17条に規定するもの以外の個人または団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
- ② 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- ③ 寄附金の受け入れに起因して、EAJ に著しく資金負担が生ずる場合
- ④ 前3号に掲げる場合のほか、EAJの業務遂行上支障があると認められるもの及びEAJが受け入れるには社会通念上不適当と認められる場合

(特定寄附金の保有承認)

第9条 EAJが、特定寄附金を保有しようとする時には、会長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称及び内容、計画期間、活動の実施予定時期、募集資金額、募集資金額の算定根拠を理事会に提示するものとする。

- 2 理事会は、前項の提示を受け、次の各号に該当する場合、これを承認するものとする。
- (1) 特定寄附金の目的である活動を行うことが確実に見込まれること

(2) 特定寄附金の限度額が合理的に算定されていること

(特定寄附金の管理・取り崩し等)

第10条 特定寄附金は、貸借対照表及び財産目録にその資金の名称を付した特定寄附金として、他の資金と明確に区分して管理する。

- 2 前項の寄附金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項にかかわらず、目的外の取り崩しを行う場合には、会長は、取り崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。計画の中止、募集限度額及び募集期間の変更についても同様とする。

(閲覧)

第11条 寄附金の閲覧については、募集限度額及びその算定根拠を記載した書類により、定款第44条第1項に定められた事務所に書類を備え置き、定款36条第3項による閲覧を行う。

(個人情報保護)

第12条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(法令等の読み替え)

第13条 この規程において引用する法令の条文が改正等された場合においては、改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

- 1 この規定第2条①一般寄附金については、定款第5条、第7条の正会員、客員会員、賛助会員を除く、 個人又は団体から使途の特定がなされないで受領する寄附金に関するものとする。
- 2 この規定の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 3 この規程は、2024年5月16日から施行する。